母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和８年４月８日
こども家庭庁支援局家庭福祉課

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令案については、令和８年２月３日（火）から同年３月４日（水）までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）等を通じて国民の皆様から御意見を募集しました。

いただいた御意見の要旨とそれに対するこども家庭庁の考え方については、別表のとおりです。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみを示しております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも児童福祉行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

別表

御意見の要旨及びそれに対する考え方

御意見の要旨	それに対する考え方
支給援額が現在の物価高騰に即していないのではないか。大幅な増額が必要ではないか。	母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金（以下「自立支援教育訓練給付金」という。）は、母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給するものであり、具体的な給付内容は雇用保険制度の教育訓練に準ずる取扱いとしているものです。令和６年には加速化プランに基づき給付率の拡充を行うなど、ひとり親の就業支援の強化を行っています。
自立支援教育訓練給付金について、一般的に期間を５年に延ばすのではなく、准看護師養成課程と看護師養成課程により合計５年を要する場合に限定した措置とすべきではないか。	自立支援教育訓練給付金を具体的にどのようなケースについて適用するかは実施要綱において定めていることから、政令上は一部支給の上限額を緩和する形で規定するものです。
自立支援教育訓練給付金について、本制度は受講料の一部支給にとどまり、長期間に及ぶ教育訓練中の生活費支援が十分とはいえないのではないか。	養成訓練の受講中の生活負担については、これを軽減することを目的として、所定の要件を満たした場合には母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給しています。准看護師養成課程と看護師養成課程で一体的に教育訓練を受ける場合には、その受講期間について給付金が支給されます。